

平成 27 年 5 月 27 日

商品券取扱登録店 各位

「さばえプレミアム商品券」「さばえものづくり商品券」「おしどり商品券」の  
換金開始および商品券取扱に関する注意事項について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、取扱されている商品券の換金受付を平成 27 年 6 月 1 日より開始しますのでお知らせ  
します。

なお、取扱店ポスター配布時にお知らせしました取扱注意事項を再確認していただくともに、  
特に注意していただきたい事項を下記に記載しましたので、厳守していただきますようお願いし  
ます。

#### 記

#### 1 換金申請

期 間：平成 27 年 6 月 1 日（月）～ 平成 27 年 12 月 11 日（金） 月曜日～金曜日

受付時間：午前 9 時～午後 5 時 ※上記期間以降の換金手続きは一切応じられません。

場 所：鯖江商工会議所 1F 事務所

手 続 き：使用済商品券と換金依頼書を提出してください。

換金依頼書は、鯖江商工会議所で配布または、同HPからダウンロードできます。

※換金時には券面の裏面に取扱登録店名等必要事項を必ず記入してください。

※処理上、商品券は、ホチキス止めをしないでください。また、ばらして持参してください。

※1 回あたりの換金額が 10 万円未満の場合、現金での換金を原則とします。1 回あたり 10 万  
円以上の換金の場合は、希望される金融機関口座に振込みます。振込手数料は、鯖江商工会  
議所が負担します。

#### 2 注意事項

(1) 取扱登録店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）や自社商品の購買に使用できません。

(2) 取扱登録店が商品券を購入し、商品やサービスの提供をせずに換金することを一切禁止  
します。

(3) 上記 (1) および (2) に違反する行為が認められた場合、取扱登録店の承認を取り消す  
とともに、すでに換金した金額についてもすべて返還していただきます。

<本件担当> 鯖江商工会議所 産業振興課 Tel：0778-51-2800